

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備:市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事 業	事 業 概 要	事 業 内 容
(1) 推進体制の整備	①連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための府内連絡体制の充実。
	②連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用の充実。 参考:平成17年度:12回、平成18年度:17回、 平成19年度:26回
	③関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実。
	④交番の適正な配置 (企画政策部、生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。 参考:大久保交番移設設計画 検討中
市 (2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。
	②連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。
(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るために、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。
	②通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図り改善に努める。

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進:地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるために各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事 業		事 業 概 要	事 業 内 容
市	(1) 地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。
		③地域防犯活動物品の貸与 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与物品の充実を図る。
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で実施する自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。
市	(2) 高齢者等を対象とした施策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの総合相談機能として、高齢者の消費生活や暮らしに関することも含め、相談の充実を図る。
		③地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気付き対処できる地域づくりを推進する。
市	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。
		②「青少年健全育成協力店」の拡充 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・終日成人が常駐する店舗の協力を得て、非行防止・危険回避及び地域の環境浄化活動の充実に努める。

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚:市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業	事業概要	事業内容
(1)知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。
	②「安全で安心なまちづくり月間」 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。
	③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、携帯メール、出前講座等を活用し、推進する。
	④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。
	⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。
(2)人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。
	②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実し、活用を図る。
(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。
	②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (生活安全室、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全小、中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事 業		事 業 概 要	事 業 内 容
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、スーパー防犯灯の整備についても関係機関へ要望する。
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に実施する。
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯の適切な整備を行う。
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (教育委員会・都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の整備を行う。
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。
(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策についてのマニュアルを活用し、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設ごと、安全対策マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施する。 ・放課後児童会の安全対策マニュアルに基づき、各児童会ごとに訓練を実施する。
	②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急通報システム」を利用した、防犯訓練を年間2回以上実施する。 ・全放課後児童会に緊急用赤色灯・サイレンを配備している。また、確実に活用できるよう作動確認、利用方法の研修を行う。 ・各学校で策定している不審者対応マニュアルにより、より実践的な訓練を実施する。
	③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・保、幼、小、中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育所・幼稚園・こども園では可能な限り出入口を1箇所に限定する。外部訪問者に対しては、訪問記録簿の記入を義務づける。 ・放課後児童会の出入口は必ず2ヶ所確保している。 ・小・中学校においても、可能な限り出入口を1ヶ所に限定し、外部からの来校者について受付で記録簿に記入してもらい入室者の把握に努めている。